

高等学校における特別支援教育に関する基礎資料

- 資料 2－1 高等学校における特別支援教育に関する主な答申・報告等
- 資料 2－2 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(第 1 回～第 3 回)における主な意見(高等学校関係)
- 資料 2－3 特別支援教育体制整備状況調査(抜粋)
- 資料 2－4 各都道府県における発達障害のある生徒の実態調査について(高等学校)
- 資料 2－5 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業
- 資料 2－6 高等学校における発達障害支援モデル事業
- 資料 2－7 高校における特別支援教育の取組において効果的だと報告されていること～「高等学校における発達障害支援モデル事業」等の報告から～

高等学校における特別支援教育に関する主な答申・報告等

21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）平成13年1月15日
21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議

第3章 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応について

3 後期中等教育機関への受入れの促進と障害のある者の生涯学習の支援について

(1) (略) また、高等学校では、障害のある生徒の入学選抜において、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるにたる能力・適性等を判定して行うという基本的な考え方の下に、障害があることのみをもって不合理な取扱いがなされることがないように障害の種類や程度に応じて、点字・拡大文字による受検、別室受検、ヒアリングに代わる筆記問題、検査時間の延長、代筆解答などの特別な措置が講じられている。また、学校施設については、障害のある人がその障害の程度に応じた十分な教育を受けられるようにするため、スロープ、エレベータ、障害者用トイレ等施設のバリアフリー化が進められている。今後も、障害のある生徒が、その能力と適性等に応じて後期中等教育の機会の充実が図られるよう、各高等学校において、こうした取組に努めることが期待される。

今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）平成15年3月
特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議

第4章 特別支援教育を推進する上での小・中学校の在り方について

3 学校内における特別支援教育体制の確立の必要性

(9) LD、ADHD等を含め、障害のある子どもで特別な教育的支援を必要とする者について、上述のような小・中学校での取組に加えて幼稚園、高等学校、高等教育の各段階において適切な対応を図ることが重要である。

(略)

また、中学校を卒業した後は、高等学校へ進学する生徒も多いことから、高等学校においても、LD、ADHD等へ対応した特別な支援体制を構築することや、研修などを通じて理解推進が図られることが重要である。また、都道府県等の教育委員会に設置された専門家チームが、必要に応じて高等学校への支援を行うことについて検討する必要がある。さらに、養護学校高等部との連携も重要である。

特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）
平成17年12月8日 中央教育審議会

4. 就学前及び後期中等教育等における特別支援教育の在り方について

(略) また、今後、高等学校に在籍しているLD・ADHD・高機能自閉症等の生徒に対する指導及び支援の在り方、養護学校（特別支援学校（仮称））高等部の充実方策や、障害のある児童生徒に係る前期中等教育と後期中等教育との接続の在り方など、後期中等教育における特別支援教育の推進に係る諸課題について、早急な検討が必要である。特に、障害者の自立と社会参加を支援する観点から、中学校や関係機関と連携しつつ、就労を目指した職業教育の充実を図ることは重要な課題である。

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議
(第1回～第3回)における主な意見(高等学校関係)

1. 各学校における特別支援教育の推進体制の整備について

- 幼稚園、高校は小中と違いこれまでの特殊教育のノウハウがなく、どのような形で特別支援教育の推進を図っていくかが課題。

2. 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援について

- 幼稚園、小・中・高等学校等での推進体制整備の課題について、接続を含めて検討する必要がある。
- 中学で通級指導の生徒が高校に入る状況。中学、高校間の接続・連携も必要。
- 学校卒業後、円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育、福祉、就労施策の連携が重要。ハローワークや進路指導協議会等に関しても検討すべき。

3. 障害のある児童生徒の就学について

- 中学、高校、卒業後に向けての情報不足の中、単なる学校の選択だけの就学支援となっていることが課題。入学後のアフターケアも不十分。

4. 教員の専門性について

- 特になし

5. その他

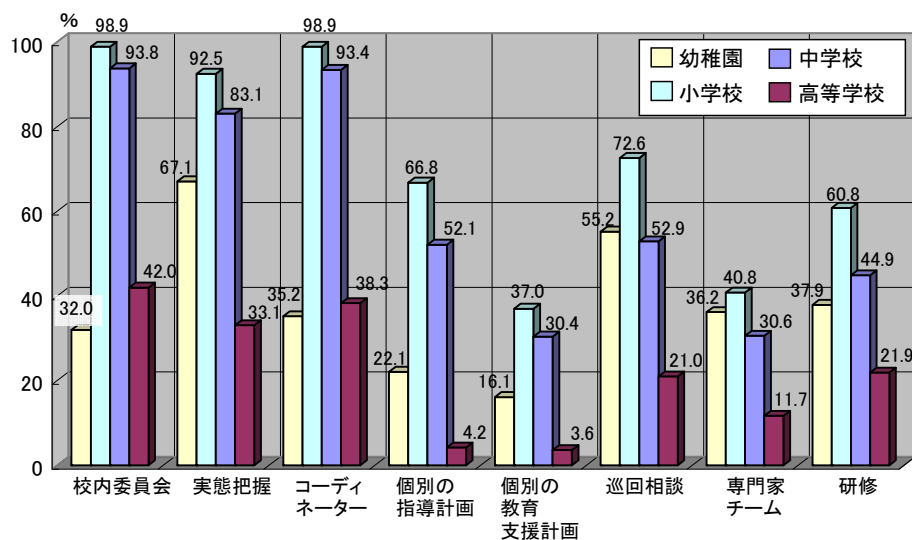
- 高校では、入学する生徒の状況により各高校様々な対応があるが、高校で特別支援教育の考え方をどのように上手く入れ込んでいくかが非常に大切。
- 高校におけるグレーゾーンの子どもの就学について、特別支援学校か高校かの問題も出てくる。高校での特別支援学級を検討すべき。教室不足の解消や複数障害種への対応を図る上で意義があるほか、小中学校を特別支援学級で過ごした子どもの受け皿にもなる。
- 高校における通級指導の位置づけ、特にソーシャルスキル等の指導を行う場合、学習指導要領との整合性について課題となる。
- 高校における発達障害について、実態としては診断を受けた生徒が多くいるわけではない。診断はないが発達障害の可能性のある生徒がいる。

今後の就学指導の在り方等に関する関係団体からのヒアリングにおける高等学校関係の意見概要

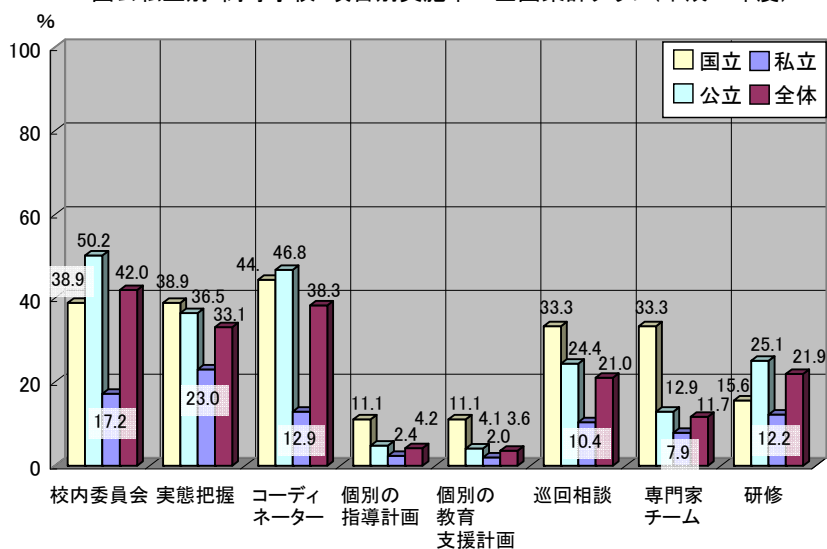
- ・ 高等学校について、教職員の理解促進と校内支援体制の整備、特別支援教育支援員の配置のための財政措置の充実等、発達障害等のある生徒を支援するシステムを構築すべき。
- ・ 高等部に軽度発達障害の生徒が年々増加。高等学校への受け入れや指導要領の見直しをすべき。

平成19年度特別支援教育体制整備状況調査結果概要

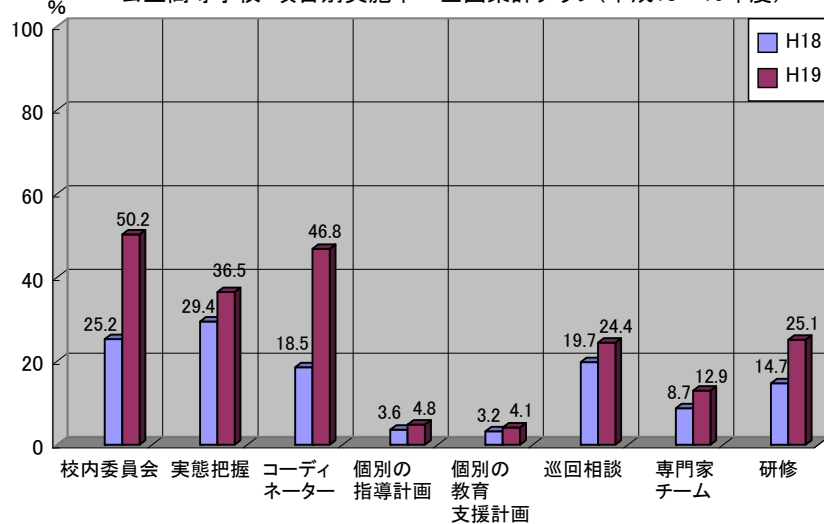
国公立立計・幼小中高別・項目別実施率ー全国集計グラフ(平成19年度)



国公立立別・高等学校・項目別実施率ー全国集計グラフ(平成19年度)



公立高等学校・項目別実施率ー全国集計グラフ(平成18～19年度)



各都道府県における発達障害のある生徒の実態調査について(高等学校)

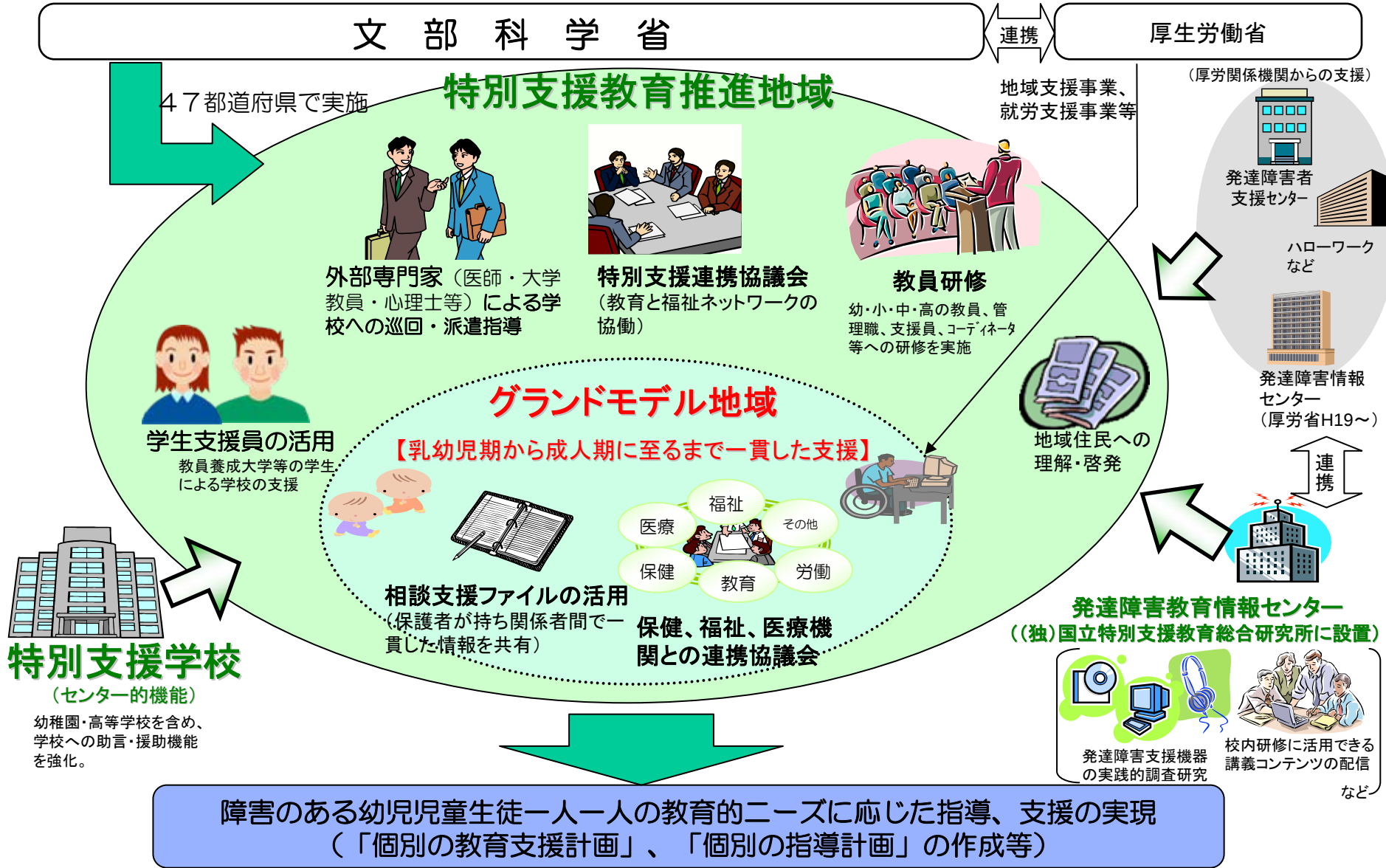
都道府県		長野県		徳島県	大分県
実施時期		平成19年8月	平成19年8月	平成18年9月	平成18年11月
対象		全ての県立高等学校 (114校)	全ての県立高等学校 (114校)	調査対象地域(8市4町) の全生徒数の約24%を 無作為抽出	県内全ての高等学校の 生徒
調査方法		医師による発達障害の診 断のある生徒数	チェックリストを用いたス クリーニングによる、特 別な支援が必要な生徒 数(診断を受けた生徒以 外)	特別な支援が必要な生 徒数を調査 県独自の3段階チェック シートを使用(チェック シートⅢについては、文 科省調査と同じ)	医師による発達障害の 診断のある生徒数
調査結果	割合 (%)	(全日制) 0.3% (定時制) 2.7%	(全日制) 0.5% (定時制) 4.9%	2.6%	0.32%
	人数	(全日制) 138人 内訳:LD12人、ADHD59人高 機能自閉症63人、重複4人 (定時制) 46人 内訳:LD7人、ADHD11人、高 機能自閉症24人、重複4人	(全日制) 264人 (定時制) 83人	131人	119人 内訳:LD8人、ADHD13人、自 閉症7人、高機能自閉症5人、 AS12人、PDD4人、その他70 人

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業

平成20年度予算額 503,052千円

平成21年度予算額(案) 503,284千円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚労省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する。



高等学校における発達障害支援モデル事業

(平成20年度予算額 51,071千円)

平成21年度予算額(案) 61,081千円

【課 題】 発達障害のある高校生のために、支援体制を強化する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)

文部科学省

連携

厚生労働省

都 道 府 県 等 (私立、国立も対象)

広域特別支援連携協議会



医療機関、福祉施設

- ・臨床心理士、作業療法士等の専門家の派遣
- ・発達障害者支援センターとの連携

小・中学校、特別支援学校

- ・センター的機能による指導、助言
- ・通級指導、特別支援学級担当教員による指導、助言

大学、教育センター

- ・大学教員等の専門家の派遣
- ・教員への理解啓発、研修の支援

ハローワーク

- ・就職支援情報の提供
- ・職業相談の実施 ★

研究委員会

- ・ソーシャルスキル指導
- ・授業、教育課程の工夫
- ・教員の理解啓発
- ・就労支援 など

高等学校
モデル校
(20校)

全国への情報発信

発達障害への支援の
在り方、モデル



平成19・20年度 SNEモデル校（高校モデル校）

都道府県	設置者	平成19年度 (14校:国立2,公立11,私立1)	都道府県	設置者	平成20年度 (11校:公立10,私立1)
北海道	公立	北海道名寄農業高等学校	北海道	公立	北海道士別東高等学校
埼玉県	国立	筑波大学附属坂戸高等学校	群馬県	公立	群馬県立前橋清陵高等学校
東京都	公立	東京都立世田谷泉高等学校	千葉県	公立	千葉県立船橋法典高等学校
東京都	国立	東京学芸大学附属高等学校	新潟県	公立	新潟県立出雲崎高等学校
静岡県	公立	静岡県立浜松大平台高等学校	長野県	公立	長野県立望月高等学校
滋賀県	公立	滋賀県立日野高等学校	長野県	公立	長野県立下高井農林高等学校
京都府	公立	京都府立朱雀高等学校	愛知県	公立	愛知県立衣台高等学校
大阪府	公立	大阪府立枚方なぎさ高等学校	大阪府	公立	大阪府立桃谷高等学校
大阪府	公立	大阪府立佐野工科高等学校	兵庫県	公立	兵庫県立姫路別所高等学校
和歌山県	公立	和歌山県立和歌山東高等学校	山口県	私立	長門高等学校
福岡県	公立	福岡県立東鷹高等学校	高知県	公立	高知県立高知北高等学校
福岡県	私立	西日本短期大学附属高等学校			
長崎県	公立	長崎県立鹿町工業高等学校			
熊本県	公立	熊本県立芦北高等学校			

高等学校における特別支援教育の取組において 効果的だと報告されていること ～「高等学校における発達障害支援モデル事業」等の報告から～

1. 教育内容

ソーシャルスキルトレーニングやストレスマネジメント教育を実施。障害のある生徒が、集団や社会の中での適切な振舞いについて、現実的な場面を想定して考えたり体験を行ったりして習得する。また、自分の行動に対して、周囲がどのように感じるかについても学ぶ。怒りやストレスを自分で解消する様々な方法を習得する。

周囲の生徒に対しては、友人がストレスを感じるなどして不安定な精神状態にあることを知って配慮することができるようにする。落ち着いて学習に取り組むことができる学級環境を自分たちの力で整えようとするようになる。トラブルの起きない居心地のよい学級作りに役立つ。学校に来ることにストレスを感じる生徒にとっても、抵抗の少ない学級環境を作ることができる。

2. 教育方法

○少人数指導

人間関係において特別な配慮が必要な生徒を数人のグループにし、複数の教員がかかわることで、生徒も安心しながら学習することができる。そうやって培われた人間関係が生徒同士にも広がっていく。学習集団に安心してかかわることで、自己を肯定的にとらえる感情が豊かになる。

○T・T（ティーム・ティーチング）

授業全体を進める教師と、特別な支援が必要な生徒を担当する教師とが協力して授業を担当する。生徒が一つのことにこだわりを見せたり、精神的に不安定になったりしたときでも、別の教師が対応することで、授業全体は計画通りに進行することができる。

○特別支援教育支援員（学習支援員）の導入

特別な支援を必要とする生徒が在籍する学級に、特別支援教育支援員（学習支援員（心理学専攻の大学院生等））を配置する。教員の説明の復唱、ノート作成の指示等を行う。学習支援員に対して、自ら質問する生徒（特別支援対象生徒以外）が増え、学級全体の学習意欲が向上するという効果も見られた。

○放課後のマンツーマン指導による教科補充

生徒の対応を見ながら個別指導をすることで、教育的効果が高まる。

3. 実態把握

いくつかの県にとどまるが、高校生用のチェックリストを用いて気になる生徒を発見し、校内委員会で支援内容を検討している。

全員に対する心理検査（YG性格検査、TK式テストバッテリーM2等）を実施し、新入生の理解に努めている高校もある。

発達支援クラスを設け、その生徒に対しては専門家が種々の心理検査を実施している。

入学当初、新入生全員に対して特別支援教育コーディネーターが面接を行う。発達障害により支援を必要としていることを本人が申告する場合もある。

情報交換カードの活用。行動面や心理面で気付いたことをカード形式で記入して蓄積していく。教員間で話題になった生徒についての情報を集積して検討する。

外部専門家に教室訪問を依頼し、あらかじめ選出しておいた生徒の授業場面における行動観察を実施し、実態把握に役立てている。

4. 教育相談の充実

スクールカウンセラーが相談室に常駐できる時間を増やすようにしたり、教育相談部の機能を充実させたりする。思春期の青年心理に詳しいカウンセラーがいると、問題行動への対応や悩み事相談等の相談機能が充実する。教育相談体制が確立することで、支援を必要とする生徒への迅速な対応が可能になる。様々なことをきっかけとして学校に対する不適応が顕在化するため、特別支援教育と教育相談とは緊密に連携して対応していくことが有効である。

5. 外部機関との連携

多くの高校で、キャリア教育やインターンシップ（就業体験）に力を入れていることが効果的であった。実社会を知り、経験することで、社会でどのように自分が役立つことができそうなのかをイメージしたり、社会に役立つにはどのような力を身につける必要があるのかについて考えたりすることができる。これは、自分自身を見つめ、自尊感情を高めるよい機会となる。

また、社会に出て行くためにつけておきたい力としてソーシャルスキルを取り上げると、ソーシャルスキルトレーニングに意欲的になる。

生徒についての情報交換や就職に関する情報収集、若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムについての説明を受ける等してハローワークとの連携を始めた学校もあるが、就職に結びついたケースはまだ少ない。

発達障害者支援センターや特別支援学校等の専門家から、助言・援助を受けている。

6. 研修や意識改革

生徒指導上の問題が多発した時期に、カウンセリングについて全校教員が研修を深めた。これを基盤として、特別支援教育の理解も深まっている。困っている生徒の心を受け止めるカウンセリングマインドが培われたためだと思われる。

専門家が参加するケース検討会に、すべての教員が参加することを研修として実施した。生徒が困っていることに気付くことができる教員が増え、認知や行動の個々の特性についての理解が深まった。また、全教員へケース検討会の情報提供を行うことで、徐々に意識が変わっていった。

ＬＤの擬似体験学習は、教員が生徒の状態を理解するために効果的であった。体験的な研修は効果が高い。

教員全員がかかわって、一人が少しずつ時間をかけることで、生徒が落ち着いて学習に取り組むことになり、すべての生徒、すべての教員にとっての利益になるということが理解できると教員の意識が変わる。